

東京青高同窓会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、東京青高同窓会と称する。

第2条 本会は、次の各校において修学した者およびその旧職員にして、原則として東京またはその近県に在住する者を会員とする。

青森県立青森中学校

青森県立青森高等女学校

青森県立青森高等学校

青森県立青森女子高等学校

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、母校の発展に協力することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、各種会合の開催、会員名簿の管理・整備、その他本会の目的に副う事業を行う。

第5条 本会の事務所は、会長または事務局長の事務所または自宅に置く。

第2章 役 員

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-------|
| 1. 会 長 | 1 名 |
| 2. 副 会 長 | 10名以内 |
| 3. 会計監事 | 4名以内 |

第7条 役員は、会員中より総会において選任する。
役員の任期は2年とする。ただし重任を妨げない。

第8条 会長は、本会を代表し、会務を主宰する。
副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときまたは会長に事故あるときは、会長の職務を行う。
副会長が会長の職務を行う順位は卒業の順序によるものとし、卒業年次が同じであるときは年齢の順序による。

第9条 会計監事は、会計を監査する。

第10条 本会に名誉会長および顧問各若干名を置くことができる。名誉会長および顧問は、幹事会の議を経て会長が委嘱する。
名誉会長の任期は終身とする。
顧問の任期は4年とする。ただし重任を妨げない。

第3章 総 会

第11条 総会は、定時総会と臨時総会とする。
定時総会は毎年5月に開き、臨時総会は必要に応じて随時開く。

第12条 総会は、以下の事項を審議する。

1. 予算の議決および決算の承認に関する事項
2. 役員の選任に関する事項
3. 業務の年次報告

4. 当年度事業計画に関する事項
5. その他会長において必要と認めた事項

第13条 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

総会の議決は、出席会員の過半数で決することとし、可否同数のときは議長が決する。

第4章 幹 事 会

第14条 本会に幹事会を置く。幹事会は幹事で組織する。役員は幹事を兼任する。

第15条 幹事は、卒業年次別に若干名ずつ、会長が委嘱する。

幹事の任期は2年とする。ただし重任を妨げない。

第16条 幹事会は、以下の事項を審議する。

1. 総会に附議する事項
2. 予算の超過または予算外の支出に関する事項
3. その他会長において必要と認めた事項

第17条 幹事会は、会長が招集し、会長が議長となる。

幹事会の議決は、出席幹事の過半数で決することとし、可否同数のときは議長が決する。

第5章 会 計

第18条 会員は、本会の会費として年額2,000円を納付する。

会費を改訂するには総会の議決を要する。

第19条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入で支弁する。

第20条 本会の会計年度は、毎年3月1日より翌年2月末日までとする。

第6章 事 務 局

第21条 本会に事務局を置く。事務局は、幹事若干名をもって組織し、うち1名を事務局長とする。

事務局を組織する幹事および事務局長は会長が任命する。

事務局長は、本会の事務を統理する。

第7章 会 則 の 改 正

第22条 本会則を改正するには総会の議決を要する。

附 則

本会則は昭和54年5月17日から施行する。

平成4年5月22日一部改定

平成7年5月19日一部改定

平成8年5月17日一部改定

平成9年5月 9日一部改定

平成18年5月13日一部改定

そ の 他

事務局において次のとおり字句の統一修正を行った。

平成5年5月1日 第12条及び第16条の「左の事項」とあるを「以下の事項」に改めた。

また、第21条の「及び」とあるのを「および」に改めた。

平成9年5月9日 第12条1. の「及び」とあるのを「および」に改めた。

以上